

令和 7 年

第 5 回  
教育委員会会議録

行橋市教育委員会  
令和7年5月26日(月)

## 教育委員会会議録

- 1 招集日時  
令和7年5月26日(月) 10 時 0 分
- 2 招集場所  
5階 第2委員会室
- 3 出席委員  
教育長職務代理者 吉兼 法子  
委 員 鬼頭 良典  
委 員 尾崎 環  
委 員 内山 智之
- 4 出席職員等 山田教育長  
井上教育部長  
吉本教育総務課長  
古城指導室長  
井上学校管理課長  
木村防災食育センター長  
森生涯学習課長  
増田文化課長  
鍋山スポーツ振興課長  
加來教育総務課課長補佐兼教育政策係長
- 5 議題及び議事の概要  
別紙
- 6 閉会 11 時 2 分

教 育 長

---

指 名 委 員

---

令和7年5月26日

開議 10時00分

○教育総務課課長補佐兼教育政策係長 加來義宏君

定刻となりました。開会に先立ちまして、資料の追加と差替えがございます。

まず、資料の差替えについてですが、報告第11号及び報告第14号の名簿を机上配付しているものと差替えていただきますよう、お願いいたします。

次に、資料の追加ですが、当日配付とさせていただいておりました報告第15号の資料となります。不足はございませんか。

(「はい」の声あり)

それでは山田教育長、お願いいたします。

## 1. 開会

○教育長 山田英俊君

それでは定足数に達していますので、令和7年第5回定例教育委員会を開会いたします。

## 2. 前回会議録の承認

○教育長 山田英俊君

それでは、前回会議録の承認を議題といたします。

この件について、何か御意見等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

なお、今回会議録の署名委員は、会議規則第17条の規定により、尾崎委員を指名します。尾崎委員、よろしくお願いいたします。

(尾崎君「はい」の声あり)

## 3. 教育長事務報告

○教育長 山田英俊君

続きまして、教育長事務報告についてです。お配りしている資料の1ページをご覧ください。

4月27日、ふれあいバレーボール大会が市民体育館でありまして、その挨拶に行っています。

それから5月1日は、教育委員会事務局職員の辞令交付がありました。

それから5月2日の教育研究所の入所式がありまして、行橋からは、泉小の先生、それから行橋中の先生が、行橋京都教育研究所の長期研修員になっています。御二方とも、体育の研究で1年間研究をして発表することになります。

それから、3日に美夜古カップの中学校サッカー大会が人工芝サッカー場でありました。

7日に人権教育研修会の教育委員会との懇談会、これは毎年5月に各学校の人権代表の先生方と協議する会があります。これは、要は人権教育研修会が1年間研修することを教育委員会がしっかり把握するために行うものであります。その中で承認を得られた研究についてやっていくと、例年同様なやり方でやっています。8月に実践発表があつて、というかたちでやっていますので、またその時には御案内がいくかと思います。

8日、市P連の連合会の家庭教育委員会が行橋市中央公民館でありました。

それから11日に、市子ども会育成連合会の総会に出席しました。

それから、14、15、16の3日間ですね、実際は15、16なんですけれど、川越で全国都市教育長協議会の定期総会と書いていますが、研修会がありまして、行かせていただきました。この内容については、その他のほうで若干報告をさせていただきます。

18日、行橋市のふれあい卓球大会の挨拶がありまして、その後、中学校の体育大会に3校、参加いたしました。

19日の月曜日ですね、私が京築地区の人権教育の推進協議会の、ことしは副会長で、終わりの挨拶があるということで事務所まで行きました。来年度は会長らしいです。

それから、22日、社会教育委員の会が令和7年の最初の会議がありました。今回、市OBであります光畑眞哲士さんに社会教育委員の会長をお願いして行ったところであります。

23日、木犀会総会、これは中学校の校長・教頭・教務、あるいは管理職を目指す先生方の勉強会ですね、その研修会がありました。

そして昨日、これは日にちが間違っていますが、25日に、私は小学校3校の運動会に参加しました。

本日が定例教育委員会、不祥事防止対策検討委員会。京築地区の不祥事防止対策推進委員会と教育長会議が午後からあります。

それから下は予定となっています。以上です。

何か御質問はございませんでしょうか。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

19日月曜日の小中学生文化体験教室会議がる～ぶるで行われたというのは、中身はどんなものだったのでしょうか。

○教育長 山田英俊君

これは、私が文化協会の会長のときに始めました小中学生の文化体験教室で、ことはちょっと多くて16くらいの応募があっっていて、夏休みの間に体験教室を行うという会議です。自分が声掛けで始めた関係ですね、しっかり推進にもお手伝いしたいなと思って参加しています。

これは、いま募集をかけていますので、6月いっぱい募集をかけて7月に一応大体決定みたいなかたちになります。これは、御存知のように、書道は吉兼委員にまたお願いするようになるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

他には、何かございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、ないようですので、教育長事務報告を終わらせていただきます。

#### 4. 議事

##### (1) 議案第15号 人事案件

○教育長 山田英俊君

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議案第15号 人事案件について、各課から説明をお願いします。

防災食育センターから、どうぞ。

○防災食育センター長 木村君彦君

防災食育センターの人事案件について3ページをお願いいたします。

6月1日から令和8年3月31日まで会計年度任用職員学校給食調理員2名を新規採用することについて提案をいたします。防災食育センターからは以上でございます。

○教育長 山田英俊君

次に文化課、お願いします。

○文化課長 増田昇吾君

文化課です。歴史資料館の事務員が5月31日をもって退職することとなりましたので、新たに6月1日より3月31日までの期間で事務員を雇用しようとするものでございます。説明は以上です。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第 15 号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(2) 議案第 16 号 令和 7 年度一般会計補正予算に対する意見について

(3) 議案第 17 号 行橋市立小中学校タブレット等機器の取得について

○教育長 山田英俊君

続いて、議案第 16 号 令和 7 年度一般会計補正予算に対する意見についてですが、こちらの審議につきましては、6 月定例会に先立っての審議となりますので、非公開で進めたいと思います。また、議案第 17 号 行橋市立小中学校タブレット等機器の取得についても同様の理由から非公開で進めたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第 16 号及び議案第 17 号は、非公開とさせていただきます。

非公開のため、その他事項が終了した後に審議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(4) 議案第 18 号 行橋市指定学校変更取扱規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 山田英俊君

続いて、議案第 18 号 行橋市指定学校変更取扱規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

学校管理課長、お願いします。

○学校管理課長 井上尚史君

資料 14 ページをお願いします。行橋市指定学校変更取扱規則の一部を改正する規則の制定の概要となっております。

教育委員会では、原則として、住所地の通学区域に基づき就学すべき学校を指定する指定校制度を採用しております。この指定校制度の例外的な取り扱いとして、指定された学校を変更する場合や、市外の学校へ就学する区域外就学の決まりを定めたものが、この指定学校変更取扱規則になっております。

今回、これまでの運用から実情に合わせまして、主に 2 点見直しをするために改正しようとするものです。

次に 16 ページの新旧対照表をお願いいたします。こちらの規則の第 2 条に、指定された学校を例外的に変更する場合の変更の基準を定めておりますが、改正の 1 つ目が、

右側の改正前の第7号、在学中の児童・生徒が転居等にもない学校区が変わる場合で、これまでは、年度途中での転居等の場合については、年度末までは在学を認めることとし、括弧書きの、卒業まで2年度以内の場合は卒業まで、と記載がありますが、これは小学校では5、6年生、中学校では2、3年生の場合は卒業まで在学を認める、というものとなっております。しかし、小学校の4年生以下や中学校1年生でも卒業まで在学を認めてほしい、という声が多くありましたので、その場合でも卒業までの在学を認めることとするものとなっております。

2つ目は、左側の改正後の8号で、今回新たに付け加えようとするものですが、これまでは小学校で指定校変更を認めていた場合には、引き続いてのエスカレーター式での中学校の指定校変更は認めておりませんでして、指定校変更後の中学校に進学を希望する場合には、改めて申し立てていただき、指定校変更の基準により判断しておりました。

こちらについても、小学校で指定校変更を認めていた場合には、引き続いてのエスカレーター式での中学校の指定校変更を認めてほしい、という声が多くあるため、それを認める文言を今回新たに付け加えるものとなっております。

次のページ、17ページ右端の11号の取り消し線の部分については、これまで小規模特認校制度を利用して養島小学校へ在学していた場合は、希望すれば今元中学校への就学を認めていたというものとなっておりますが、今回先ほどの8号を付け加えますので、この文言を削除するものとなっております。

前のページに戻っていただいて、前のページの改正前の8号は字句の訂正になりますが、最後の、「何々する場合」、という言い回しを、前にも「場合」というのが2回重なっていますので、最後のところの、「場合」を、「何々するとき」、に修正しております。

なお、本日以降に決裁しまして、保護者への周知期間等を考えまして、施行期日は10月1日としております。

指定学校変更取扱規則の改正についての説明は以上となっております。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等はありませんか。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

この規則の制定の変更、とてもいいと思います。そういうお子さんを何人か、私は把握しているんですけど、指定校を変更して小学校を卒業して、中学校に行くときに自分の住所地の中学校に入ってしまった、人間関係がうまくいかず、とてもつまづいていた子どもが、指定校変更後の中学校に通うようになって、学校生活をいきいきとして過ごすようになったという事例が幾つかあるように聞いていますので、すごくいいことだと思います。ありがとうございます。

○教育長 山田英俊君

他にいいですか。

鬼頭委員。

○委員 鬼頭良典君

私も、とてもいいと思います。

○教育長 山田英俊君

実際に、いま吉兼委員が言われたようなことが結構あっていまして、要望が挙がった関係で、今回こういう柔軟な対応をしようという話になりました。

他にございませんか。

尾崎委員、どうぞ。

○委員 尾崎環君

指定校変更について、知らない方が結構おられるんですね。こういうふうなときに市報とかで、何かお知らせとかはあるんですか。教育委員会に相談したとき、例えば学校に相談したときにしか知らされないのでしょうか。

○教育長 山田英俊君

学校教育課長、どうぞ。

○学校管理課長 井上尚史君

いまホームページで指定校変更する場合の取り扱いについては掲載して周知はしていますけれど、細かく市報でとか、すぐーるでというのは、今までやっておりませんでした。

○委員 尾崎環君

分かりました。ホームページでならいいと思います。

○学校管理課長 井上尚史君

ちょっと周知の仕方については検討していきたいと思います。

○委員 尾崎環君

とてもありがたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長 山田英俊君

それでは、議案第18号について、承認することに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

## 5. 報告事項

### (1) 報告第10号 人事案件について

○教育長 山田英俊君

それでは、報告事項に入ります。

報告第10号の人事案件についてですが、1点目の事務局職員の休職については、非公開で説明を受けることとします。

では、2点目の会計年度任用職員について、説明をお願いします。

まず指導室から、どうぞ。

○指導室長 古城敬三君

19ページをご覧ください。指導室は、暮らし安全相談員の方が4月30日までで退職しております。以上です。

○教育長 山田英俊君

次に防災食育センター、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

20ページ、防災食育センターの人事案件です。5月20日から令和8年3月31日まで、会計年度任用職員2名を学校給調理員として新規採用しましたので、報告させていただきます。報告は以上でございます。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

## (2) 報告第11号 行橋市防災食育センター運営委員会委員の任命について

○教育長 山田英俊君

次に、報告第11号の行橋市防災食育センター運営委員会委員の任命について、説明をお願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

それでは、学校給食の実施に関する各委員会委員の任命についてです。各委員のPTA代表については、5月に各委員会の委員が決定することから、本教育委員会で報告させていただきます。

本日配付の差替え名簿資料をご覧ください。資料のとおり12名の運営委員を任命しましたので、報告させていただきます。小学校のPTA代表、京築保健福祉環境事務所職員、また一番下の列の栄養教諭が新たに任命されました。以上でございます。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。何か御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

## (3) 報告第12号 行橋市学校給食物資選定委員会委員の任命について

○教育長 山田英俊君

続いて、報告第12号の行橋市学校給食物資選定委員会委員の任命について、説明をお願いします。

防災食育センター、どうぞ。

○防災食育センター長 木村君彦君

資料の24ページになります。7名の物資選定委員を任命しましたので御報告いたします。京築保健福祉環境事務所職員、保護者代表、先程と同様に栄養教諭が新たに任命をされました。以上でございます。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件についても、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

#### (4) 報告第13号 行橋市防災食育センター献立委員会委員の任命について

○教育長 山田英俊君

続いて、報告第13号の行橋市防災食育センター献立委員会委員の任命について、説明をお願いします。

防災食育センター、どうぞ。

○防災食育センター長 木村君彦君

資料の26ページになります。23名の献立委員を任命しましたので報告させていただきます。

中段のCコース行橋中学校教職員代表から仲津中学校教職員代表まで、また小中学校PTA代表の4名、栄養教諭1名が新たに任命をされました。以上でございます。

○教育長 山田英俊君

給食が3コースに分かれていますので、コースごとに選ばれているということですね。説明が終わりましたが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

#### (5) 報告第14号 行橋市学校給食食物アレルギー対応検討委員会委員の任命について

○教育長 山田英俊君

それでは、報告第14号の行橋市学校給食食物アレルギー対応検討委員会委員の任命について、説明をお願いします。

防災食育センター、どうぞ。

○防災食育センター長 木村君彦君

差し替え資料の名簿になります。11名のアレルギー検討委員を任命しましたので報告させていただきます。

中学校長代表、学校栄養教諭、学校養護教諭、小中学校児童生徒の保護者2名が新たに任命されました。委員の任期につきましては、運営委員、物資選定委員は2年、献立委員、アレルギー検討委員は1年です。報告は以上でございます。

○教育長 山田英俊君

この件について、何か御質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

#### (6) 報告第15号 行橋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 山田英俊君

それでは最後に、報告第15号の行橋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

学校管理課長、どうぞ。

○学校管理課長 井上尚史君

それでは、資料は本日配付させていただいたものになります。

教育委員会では、現在2つの奨学金制度を運用しておりまして、そのうち貸付け型、在学中に奨学金を貸付けまして卒業後に返済していただく、貸付け型奨学金規則の一部改正になっております。資料を1枚めくっていただいて、こちらは改正の概要をまとめた資料になります。

改正の内容としましては、奨学資金の貸し付けの可否については所得制限を設け、申請者の属する世帯の前年1年間の総所得金額が規則に定める基準以下のものとしております。所得金額は収入金額から必要経費を控除した金額としておりまして、給与所得者の控除額は日本学生支援機構の定めたものを準用することとしていました。しかしながら、日本学生支援機構の業務方法書、こちらは日本学生支援機構の決まりになるのですが、この改正により、準用していた控除額算定表が用いられなくなりましたので、本規則に控除額算定表を付け加えようとするものです。

次に、お配りした資料の最後の2枚に新旧対照表がありますので、そちらをお願いします。新旧対照表の1ページ目、改正後に、2 控除額、と記載があるのが新たに加えた表になりまして、こちらがこれまで準用してございました日本学生支援機構の控除額算定表になっております。

これまで給与所得者については、日本学生支援機構のこの算定表を準用することとして、それから算定された世帯の所得合計が、世帯人員ごとの所得基準額を下回るこ

とを確認しまして、貸付け対象の可否を判断しておりました。

今回、昨年度末の３月２４日に日本学生支援機構がこの算定表について、これまでの世帯人員ごとの所得基準に応じた算定から、世帯の生計維持者ごとに算定する新たな算定表、こちらは主に市県民税の基礎となる課税標準額に基づいて算定する貸与額算定基準額という所得基準を新たに作り算定するといった大幅な見直し、改正を行いました。

そのため、これまで準用しておりました日本学生支援機構の算定表がなくなりましたので、本規則の中に、新たに、２ 控除額、として追加することとしたという改正になります。なお、本年度も４月１６日から５月１５日までの１カ月間、奨学金の募集をしまして、これまで継続の２名から今年も応募がありましたが、それ以外の新規の応募の方は０名となっております。

また、改正の施行期日につきましては、日本学生支援機構が前年度末に改正しておりまして、規則改正の決裁の起案日は４月１日として、施行期日は公布の日からとしておりますので、４月１日から施行としております。

この規則改正につきましては、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、教育長に臨時代理により決裁しましたので、今回の教育委員会にて報告させていただくものになります。

行橋市奨学資金条例施行規則の改正についての説明は以上となります。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。この件について、御意見等はありませんか。

（「ありません」の声あり）

なかなか新規で借りる人がいない状況があります。

なければ、次にその他に入らせていただきます。

## ６．その他

### （１）令和７年度行橋市教育施策に関する重点的な取組について

○教育長 山田英俊君

その他(1) 令和７年度行橋市教育施策に関する重点的な取組について、説明をお願いします。

教育総務課長、どうぞ。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。事前にお配りしております令和７年度の教育施策に関する重点的な取組でございますが、前年度からの変更箇所を見え消したものをもとに、先月の４月の定例教育委員会で御説明させていただきまして、委員の皆様から御意見・御指摘をいただいたところでございます。いただいた御意見・御指摘を受けての

大きな修正はございませんでしたが、本日は、見え消しなどを反映した確定版をお配りさせていただいております。

昨年度末には、この重点的な取組の基となる、第2期教育振興基本計画の中間見直しの中で、K G Iの目標値の修正を行ったところでありまして、また、来年度は、第3期計画の策定を行っていく予定となっております。

第2期では、進捗管理をしっかりと行っていこうということで、K G I・K P Iの目標値を設定して、それらの実績値を測定しながら、各施策の進捗管理を行っているところですが、この進捗管理の方法自体も振り返りながら、第3期の計画につなげていく必要があると考えております。そのためにも、現行の第2期計画の残りの計画期間、今年度と来年度の2カ年で、各施策の更なる推進を図るため、各担当課で課題解決に向けた取組を行っていきたいと考えております。以上です。

○教育長 山田英俊君

説明が終わりました。御意見等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

これは、もう訂正したのをきちんとしたというかたちですね。

## (2) 令和7年度定期学校訪問について

○教育長 山田英俊君

続いて、その他(2) 令和7年度定期学校訪問について、説明をお願いします。

教育総務課長、どうぞ。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。資料の29ページをお願いします。定期学校訪問につきましては、前回の教育委員会で、実施要項の見直しについて御承認いただき、その後、学校側との日程調整の結果、この29ページの予定表のとおりとなりました。

前期日程を、7月2日、3日、7日の3日間とし、小学校5校、中学校3校を訪問する予定としております。また、後期日程を、11月11日、13日の2日間とし、小学校4校、中学校2校を訪問する予定です。

委員の皆様におかれましては、スケジュール調整のほうをよろしく願いいたします。訪問日が近くなりましたら、その都度、改めて御案内をさせていただこうと思います。

以上です。

○教育長 山田英俊君

この件については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

前回の委員会のときに協議していただいたので、3期あったのを2期制にするというこ

とですね。どうぞよろしくお願いいたします。

### (3) その他

○教育長 山田英俊君

では、その他ですが、何かございませんか。

教育総務課長、どうぞ。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から2点、御報告させていただきます。子ども議会と、中学校海外体験学習事業についてです。

まず子ども議会ですが、資料をお配りしておりませんが、募集期間は、4月上旬から5月7日水曜日まで募集をしました。1回目の募集では、なかなか集まらなかったため、追加の募集期間として、5月19日月曜日まで追加募集をしたところ、小学校は3校から6名の小学生の応募がありました。中学生が13名の計19名が子ども議員として立候補があったところでございます。

開催日は8月2日土曜日となっておりますので、また改めて御案内しますが、お時間の許す方は傍聴のほうをお願いできればと思います。

続きまして、中学校海外体験学習事業です。4月23日から5月16日に募集期間を設定して、申し込み状況としましては、市内6中学校と、今回、育徳館中学校からも応募がっております。合計で51名の方が、これは令和5年度とたまたま同数ということですが、申し込みがございまして、今度の5月31日の土曜日に、この51名に対して面接をしていこうと思っています。

事前に課題作文の提出をいただいておりますので、教育委員の方と校長の代表の方に作文の審査を今お願いしているところでございます。以上です。

○教育長 山田英俊君

このことについて、2点ですが、何か御質問はございませんか。

子ども議会の中学校の13名は、6校、皆出ているんですね。

○教育総務課長 吉本康一君

はい。市内6校、1名以上出ております。

○教育長 山田英俊君

他に、よろしいですか。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

小学校の6名というのは、すごく画期的でいいなと思いました。去年の子ども議会でも子ども議員が活躍していて、あんな姿を大いに見せたいなと思っていました。

ありがとうございます。

○教育長 山田英俊君

他は、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは次に、私から少し説明したいと思いますので、資料をお願いします。

(資料配付あり)

ちょっと簡単に研修の説明をさせていただこうかと思います。主に教育行政のほうに参加しまして、最初の1面に書いています、適正規模・適正配置に関する基本的な考え方、とありますけど、要は学校の適正規模の内容について、きょうはちょっと情報提供のような感じで説明しようと思っています。

これは、表の1枚目、これは文部科学省の考え方を書いているものをコピーしているんですね。文部科学省としては、最初の太字で書いてあるように、学校は一定の規模を確保することが望ましいと。これは効率とか教育的効果とかを考えると、そういうことのようにですね。

文部科学省では、小中学校の学校規模、学級数の標準などを設定していますよ、といって、これは小中学校共に12学級以上18学級以下と書いています。これはちょっと小・中で分かれるんですが、後でちょっと出ます。適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据えて実現するために行う、というふうなことがそこに書かれています。

学校は、もう御存知のように地域コミュニティの核ですから、その下の太い所書いていますけど、統廃合することも小規模校として存続させることも、設置者である自治体、行橋市が判断することなんですよということを、そこに確認をしているということですね。

後の細かいところは、下のほうの学校規模の適正化について、少し具体的に書いてくられていたり、適正配置、通学条件として小学校4キロ以内、中学校6キロ以内というようなこととかですね、それから裏にありますけれども、検討する場合に3点ですね。統合の適否に関する合意形成とか、あるいは魅力ある学校づくりとか、統合により生じる課題への対応とか3点、大事な条件なんかもあげています。小規模校を存続させる場合の教育の充実方策、つまり小規模校をだめだと言っているわけじゃないよというところで、良さを生かす方策と課題を緩和する方策、そういうのを考えていかなければいけませんよということを、文科省は言っています。

それで野々市市の概要をご覧ください。この石川県野々市市というのは、人口が5万7,238人で、面積が13.56平方キロメートルで、ちょっと小さな市です。この野々市市の人口が、平成17年から令和2年にかけて増えているんですね。金沢市に近

くなので、金沢市のベッドタウンみたいな感じで大きくなっていっているようです。

裏を見ていただいて、この市は、小学校5校と中学校2校しかないんですね。令和7年を見ると、小学生が3,132人で、中学生が1,579人で、生徒数は、行橋市より少し小さい感じですね。この市であっても段々、12年には、やはり子どもが減っている、うちも同じなんですけれども、減っていく傾向にある。そのときに、小学校5校に中学校2校ですから、ここはわりかしどの学校も同じくらいの人数がいるんですね。そういうような感じであります。

それに対して、次の加茂市です。これは新潟県の中央部にある市ですね。これはちょっと豊前市みたいな小さな市になっています。2万3,980人で、いま豊前市が2万4千人くらいしかいませんから、そういう感じですね。

加茂市は、小学校6校で887人しか子どもがいません。中学校は5校で519人で小規模ですね。これでも、ちょっとその前に1校あるんですけど、加茂西小学校というのがあってですね、この学校が、子どもがいなくなって廃校になった。それで確か石川小学校と合併したということが言われていました。それは、もう地域から子どもがいらないから廃校にしてくれという話だったらしいですけど、36人だとか68人だとかの学校をどうするのかというのが大きな課題だし、中学校では25人の中学校とか34人の中学校について、どのようにするのかというのが今後検討していかないといけないのかなと。

それで、次に裏を見ていただくと、下のほうに、ここは適正化のスケジュールというのを決めていて、そこに小学校は12から18、中学校は9から18ですね。だから、中学校が学年3クラスですね、小学校が学年2クラス以上ということですね。そういうふうにするにはということで、1中学校、2小学校くらいを検討しているようです。

まさに今、豊前市が2中学校で小学校が3小学校ですかね。三毛門がどうしても残らざるを得ないからですね、そんな感じだったと思います。

最後に萩市なんですけど、萩は有名な市なんですけど、人口が、昔は6万人を超えていたんですけど今は4万1千人しかいないようで、小学校は17校あるんですね。17校に1,325人で、中学校に至っては13校で804人しかいない。なので、その裏を見ていただくと、佐々並小学校については、移住・定住を公募していて、宇部市とか山口市、県外の東京都、埼玉県、千葉県、福岡県あたりも移住の予定が令和8年にはあるというかたちで、こういうかたちで学校をなんとか存続させようという努力をしている。

いま行橋市も蓑島小学校が特認校をやっていますので、特認校の効果というのは本当にありまして、蓑島の子が大体3分の1、蓑島以外の子が3分の2という感じでいま構成されていて、今後ますます地元の子どもが減っていった地元外の子どもが増えてくる、でも60人くらいの規模が保てているというかたちなんですね。そういったこともある

んですね。

先ほどこっちと統廃合することも小規模校として存続させることも設置者の判断でいいということだったんですが、学校の耐用年数が近づいているという大きな課題があります。

これは、教育委員会でも、今ずっと論議しているんですけど、ちょうどバブルの頃にできた学校が多いので、校舎の建て替えを迫られている。それで改修と統廃合と適正規模と、どうマッチングしてやっていくのかというのが、これからの教育委員会の大きな仕事になるのかなというのを、ちょっと申し上げておきたいと思います。そういうことで研修をしてきましたので、報告をさせていただきました。

何か質問はありませんか。

尾崎委員、どうぞ。

○委員 尾崎環君

具体的なそういう方針とか、例えば蓑島とか今元が統合したらいいんじゃないかとかいう声が挙がっているというわけではないですよね。

○教育長 山田英俊君

ないですね。なかなか統廃合は難しいテーマかなと思います。

○委員 尾崎環君

地域の声がありますから難しいですね。

○教育長 山田英俊君

そうですね。個人的には通学区域の見直しも対応策の一つであると思うんですけども、御存知のように、荻田は、南原小が、いま自由区のようになっているじゃないですか。荻田中に行ってもいいし新津中に行ってもいい、そういう感じで、やっぱり調整ができているところがあるので、行橋市もそうすれば、少し人数を調整できることがあるかなと思います。いま現在、中学校は部活動の関係で、若干ですけど学校を選んで居住区以外の学校に行っているというのが実態としてありますね。

他にはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、私の報告は以上で終わらせていただきます。

次に、次回開催日について説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐兼教育政策係長 加來義宏君

次回開催日は、日時は6月26日木曜日10時00分から、場所は、ここ第2委員会室でいかがでしょうか。

(各委員「大丈夫です」の声あり)

○教育長 山田英俊君

では、次回定例教育委員会会議の日程は、6月26日木曜日の10時からでよろしく  
お願いいたします。

それでは、ここからは非公開での審議とします。傍聴の方はおられませんので、この  
まままいります。

10時45分

=====非公開=====

※議案第16号及び議案第17号について承認。

## 7. 閉会

○教育長 山田英俊君

以上で本日の議事内容は、終了となります。

これをもちまして、第5回定例教育委員会を閉会します。

ありがとうございました。

閉会 11時02分